

令和4年3月25日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
大分県大分市大字種具1402番地の1
株式会社タカハシ

2 処分日
令和4年3月25日

3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由
株式会社タカハシの役員が罰金刑に処せられ、その執行が終わって5年を経過していないことが判明した。
このことにより、同役員は法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当し、被処分者は法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至った。
このことは、法第14条の3の2第1項第4号の産業廃棄物収集運搬業の許可の取消事由に該当する。

〔問い合わせ先〕
生活環境部循環社会推進課
廃棄物監視指導班
担当：課長 嶋崎 晃
主幹 幸田俊光
電話番号 097-506-3134・3129